

衆議院法務委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月17日（水）、第11回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

- ・山下法務大臣、門山法務大臣政務官、鈴木外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）鬼木誠君（自民）、松平浩一君（立憲）、黒岩宇洋君（立憲）、遠山清彦君（公明）、源馬謙太郎君（国民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）、井出庸生君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

鬼木誠君（自民）

日本の大学を卒業した留学生の就職支援のために行う在留資格「特定活動」を定める告示の改正

- ア 外国人留学生の就職支援のための特定活動告示の改正が行われる背景及び改正の概要
- イ 日本語能力として要件となる「日本語能力試験N1レベル等」で要求される日本語レベル及びN1「等」の具体的内容
- ウ 特定活動の在留資格で在留する外国人の雇用契約がなくなった場合の在留資格の取扱い
- エ 特定活動の在留資格で在留する場合の在留期間の上限及び家族帯同の可否
- オ 今回の特定活動告示の改正後における当該資格の外国人の年間受入れ見込み数
- カ 特定活動告示の改正によって当該資格で在留する外国人と日本人との間で職の奪い合いが生じるのではないかとの懸念に対する法務省の見解
- キ 日本の社会保障の受益と負担の水準の高低を示す表現についての厚生労働省及び財務省の見解
- ク 特定活動告示の改正後は在留期間の上限がなくなるため在留外国人が際限なく増加するのではないかとの懸念に対する法務省の見解及び移民ではないとする根拠

松平浩一君（立憲）

- (1) 官報に掲載された破産者情報をインターネットで公開するサイト
 - ア 官報に掲載された破産者の情報をインターネット上の地図に表示した「破産者マップ」の運営者に対する個人情報保護委員会の行政指導の概要
 - イ 破産法第32条が規定する破産手続開始の公告の趣旨
 - ウ 破産者マップが公告の趣旨に反しないかについての法務大臣の見解
 - エ 破産者マップを公開することがプライバシーを侵害するものとして不法行為となる可能性
- (2) 個人情報データベース
 - ア 有償での個人情報の集合物の第三者提供が個人情報保護法違反とならないための要件
 - イ 個人情報保護法の規制対象となる個人情報データベースには当たらないものとして同法第2条第4項で規定されている「利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるもの」の内容
 - ウ 個人情報の集合物が有償で販売されるような場合は個人情報データベースに該当しないとする上記政令の規定の趣旨
 - エ 個人情報データベースの該当性を有償・無償で判断することを見直す必要性
- (3) 官報
 - ア 官報の利便性を高めるための取組の内容
 - イ インターネット版官報の提供開始の時期
 - ウ 紙の官報の購買数並びに無料版及び有料版のインターネット版官報のアクセス数

黒岩宇洋君（立憲）

恩赦制度

- ア 戦前の恩赦制度の制度趣旨
- イ 戦後の恩赦制度の制度趣旨
- ウ 昭和 23 年に恩赦制度審議会の最終意見書で示された恩赦制度の 4 つの意義
- エ ウの意義のうち、「法の画一性に基づく具体的不妥当の矯正」の内容及びこれに基づく恩赦の具体例
- オ エの答弁の尊属殺重罰規定に関する恩赦の意義は「事情の変更による裁判の事後変更」又は「法の画一性に基づく具体的不妥当の矯正」のいずれかの確認
- カ 現行の恩赦制度において、「法の画一性に基づく具体的不妥当の矯正」に関する恩赦の具体例はないことの確認
- キ 昭和天皇大喪恩赦の対象となった外国人登録法違反の罪に対する恩赦の意義は「事情の変更による裁判の事後変更」であることの確認
- ク 刑事手続や刑事政策が整備されてきたため、「事情の変更による裁判の事後変更」の意義による恩赦の必要性は徐々になくなってきていることについての法務省の見解
- ケ ウの意義のうち、「他の方法をもってしては救い得ない誤判の救済」に基づく恩赦の実例の有無及び想定される具体例
- コ ケで想定される具体例として挙げられた成人として無期懲役が確定した受刑者が犯時 18 歳未満であったことが判明した場合における恩赦に関し、犯時 18 歳未満か否かという事実認定が裁判を経ずに覆ることがあり得るか否かについての法務省の見解
- サ 恩赦制度の 4 つの意義のうち実例がない、あるいは、必要性が乏しくなっているものがあるにもかかわらず、昭和 23 年の恩赦制度審議会の最終意見書に基づいて恩赦制度の運用や国会答弁が行われている現状についての法務大臣の見解
- シ 時代が変化する中、恩赦制度を見直す時期にきていることについての法務大臣の見解
- ス 刑事政策を目的として行われる恩赦が国家又は皇室の慶弔禍福時に合わせて行われる積極的理由
- セ 国家の慶事に当たり喜びを分かち合うこととウの恩赦制度の 4 つの意義との整合性

遠山清彦君（公明）

- (1) 外国人材の受入れ
 - ア 法務省ホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」について、日本語の文章が難しくて理解が困難であるとの指摘や日本語と英語しかなく多言語化していないとの指摘に対する対応
 - イ 受入れ機関や登録支援機関が行う多言語での生活支援関連の情報発信をサポートするための政府の取組
 - ウ 偽造の在職証明書、卒業証明書、日本語能力証明書を使用した在留資格認定証明書交付申請に対する対応方針
 - エ 地方の中小企業が都市部の大手企業に大きく遅れて人材確保できないという事態を避けるため、地方における登録支援機関の設立をしっかりと支援する必要性についての法務大臣の見解
 - オ 日本語能力試験 J L P T の頻度と会場数を増やしてほしいとの要望に対する対応方針
- (2) 豪州との訪問部隊地位協定交渉と日本の死刑制度
 - ア 豪州との訪問部隊地位協定の交渉において日本の死刑制度が障害になっているとの報道に対する外務省の見解
 - イ 死刑制度の存在が国際社会における日本の協力関係に影響を与えている可能性についての法務大臣の所見

源馬謙太郎君（国民）

- (1) 技能実習に関する二国間取決め
 - ア 中国・インドネシアは技能実習生の受入れ数が多いにもかかわらず、本年3月末時点で二国間取決めが作成できていないことについての法務大臣政務官の見解
 - イ 中国・インドネシアとの二国間取決めは、目標としている本年4月の作成に間に合うか否かの確認
- (2) 特定技能に関する二国間協定
 - ア 特定技能外国人の受入れ数が増えることが予想されるベトナム・中国・インドネシアと現時点で二国間協定を締結できていない背景
 - イ 技能実習では締結できていたベトナムとの二国間協定が特定技能では未締結である理由及び中国・インドネシアとは技能実習・特定技能の両方で二国間協定が未締結である理由として二国特有の事情が存在するの否かについての法務省の見解
- (3) 特定技能における職業紹介業者
 - ア 特定技能外国人を雇用する場合、職業紹介業者を介すれば紹介料が発生することについての受入れ企業への周知の有無
 - イ 企業が職業紹介業者を介した場合に紹介料が発生したとしても技能実習生の受入れではなく特定技能外国人の雇用を選択するインセンティブの有無
 - ウ 技能実習生と特定技能外国人のどちらを受け入れるかについては企業が制度趣旨の違いを理解して選択するとの法務省の考えは、企業の現実の認識とは違うのではないかと意見に対する法務大臣政務官の見解
 - エ 受入れ機関が国外にある職業紹介業者を利用して特定技能外国人を受け入れることの可否
 - オ 国外の職業紹介業者を利用した場合の職業安定法の適用の有無
 - カ 職業安定法が適用されない国外での職業紹介において法外な手数料を取るなどの国内であれば違法とされる行為への防止策の有無
 - キ 国外の職業紹介業者が日本の営業会社に手数料を支払い特定技能外国人の受入れ機関を紹介させる行為への対応策
 - ク 特定技能外国人の受入れ機関の企業の事業規模についての法務省の想定
 - ケ 一元的相談窓口の設置等支援のための外国人受入環境整備交付金の対象となる地方公共団体からの交付金の申請状況

藤野保史君（共産）

- (1) 繊維産業の重層下請構造の改善
 - ア 平成29年2月から3月にかけて行われた経済産業省の委託調査において、下請け企業の約8割が最低賃金の引上げに見合った取引代金の引上げがなかったと回答した実態についての改善状況
 - イ 外国人の受入れの司令塔の役割を果たすべき法務大臣として、繊維産業の下請構造の改善状況を確認する取組をすべきとの意見に対する法務大臣の見解
- (2) 外国人技能実習制度
 - ア 愛知県の縫製会社で働くベトナム人技能実習生の給与から天引きされている寮の家賃が、契約では2万1,000円とされていたのに稼働後に説明なく3万1,000円に引き上げられた事案について、当事者や労働組合等の努力により2万1,000円に戻ったことの実事確認
 - イ 会社側がアの差額分を技能実習生に返還する必要性
 - ウ 技能実習生の失踪が多い農業分野での失踪をなくすためにも農業の労働実態を改善する必要性
- (3) 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査・検討結果報告書
 - ア 調査対象とされた失踪技能実習生5,218人に対応する監理団体の数
 - イ アの監理団体を調査対象としなかった理由

- ウ 監理団体も加えて調査しなければ全体像が見えないため、アの監理団体を調査すべきだったとの意見に対する法務大臣政務官の見解
- エ 平成 26 年 3 月に発出された「技能実習生の失踪に係る調査について（通知）」に基づく調査では監理団体について詳細に調査したにもかかわらず、今回の調査では監理団体を調査対象としなかった理由
- オ 失踪や死亡事案をなくすことが今回の調査の目的ではないのかとの意見に対する法務省の見解

串田誠一君（維新）

離婚後の親権制度

- ア 法律婚でない場合の一方の親の子に対する養育義務の有無
- イ 離婚後の親子関係の存否
- ウ 離婚後も双方の親に子の養育義務があることの確認
- エ 養育費を支払えば子の養育をしていることになるか否かについての法務省の見解
- オ 養育費を支払う以外には月に 1 回 2 時間の子との面会交流ができるのみであるような状況が養育をしていると言えるのかとの疑念に対する法務省の見解
- カ 日本は児童の権利条約を批准しており、その第 18 条で離婚後の父母が子を共同で養育することになっているのではないかとこの考えに対する法務省の見解
- キ 諸外国における離婚後の親権制度等に関する法務省の調査状況

井出庸生君（社保）

性犯罪

- ア 処罰の対象となる性交と同意のない性交の範囲の異同についての法務省の見解
- イ 同意のない性交は全て刑法の性犯罪の保護法益である性的自由あるいは性的自己決定権を侵害する性交に当たるか否かの確認
- ウ 当事者の同意の有無や年齢にかかわらず、実の親子間のわいせつ行為や性交等は社会通念上認められないとの考えに対する法務大臣の見解
- エ 民法上、近親婚が禁止されていることを考慮すると、親子間の性行為は民法上認められないとの考えに対する法務省の見解
- オ 監護者の影響力がなく当事者が同意している場合の親子間の性行為が刑法上の犯罪になっていない理由についての法務省の見解
- カ 本年 3 月に各地方裁判所において出された 4 つの性犯罪事件の無罪判決に対する法務大臣の評価
- キ 親子間の性行為や障害者の性被害について、法制化のための検討が不十分なために同意のない性行為の要件を明確に規定できず、刑法上の処罰対象となっていないものがあるのではないかとこの考えに対する法務大臣の見解
- ク 被害者等通知制度の運用状況
- ケ 現行の刑法では処罰対象となっていない同意のない性行為についても適切に処罰されるよう法務省において検討する必要性が高まっているとの考えに対する法務大臣の見解